

◆事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、県内飲食店の利用が大幅に落ち込んでいる状況を踏まえ、商工会と福島県が連携してプレミアム付き前払利用券（以下「前払利用券」という。）を発行し、利用者が応援したい飲食店の前払利用券を購入することで、当該飲食店における当面の運転資金確保に繋げることを目的とします。

I プレミアム付き前払利用券について

1 名 称 がんばる^{おらほ}地元の^{エール}飲食店応援券

2 発 行 者 福島県

3 前払利用券の配布

(1) 配布方法

前払利用券取扱店（以下「取扱店」という。）として、各飲食店の所在地域を所管する各商工会に登録した飲食店に必要枚数を配布します。

(2) 配布期間

令和2年6月中旬から令和3年3月末まで

(3) 配布上限

個人・法人とも配布上限なし

※なお、利用券の在庫状況によっては、配布できず、配布期間を短縮する場合がございますことご了承ください。

(4) その他

ア 各商工会は上記配布枚数まで各取扱店に利用券を配布する。（100枚単位）

イ 各取扱店は配布された前払利用券を全て売り切ってから、追加配布に申し込めることとします。

4 前払利用券の販売

(1) 販 売 額 1,000円/枚

(2) プレミアム率 個人事業主が営む店舗：20%（200円）※額面は1,200円

法人事業者が営む店舗：10%（100円）※額面は1,100円

※法人事業者については、中小企業者及び小規模企業者で、福島県内に本社または本店がある事業者に限ります。

(3) 販 売 方 法 取扱店での店頭販売

※販売は現金を基本とするが、取扱店及び利用者双方の合意があれば、支払い方法は現金に限定せず、キャッシュレス決済も可とする。（ただし、カード会社等の利用規約等に反しない場合に限る）

(4) 販 売 期 間 令和2年6月中旬～令和3年3末日

5 購 入 限 度 利用者（消費者）1人当たりの購入限度はありません。

6 利 用 期 間 令和2年6月中旬～令和3年3末日

- 7 使用対象 前払利用券を販売した店舗で支払う飲食代金等
- 8 還元方法 取扱店からの請求により、プレミアム分を商工会連合会から取扱店に支払います。

9 取扱厳守事項

<利用者（消費者）>

- (1) 前払利用券を購入した取扱店での支払いのみに使用可能です。
- (2) 前払利用券を使用する際は、所定の箇所へ利用年月日及び利用者氏名を記入してください。
- (3) 前払利用券を購入した取扱店が廃業した場合は、プレミアム分を含めて払い戻しは行いません。
- (4) 販売後の前払利用券と現金の交換は禁止します。
- (5) 使用期間を過ぎた前払利用券は原則使用できません。

<取扱店>

- (1) 前払利用券の販売前に所定の箇所に取扱店名を記入してください。
- (2) 前払利用券額面以下の使用であってもお釣りはお渡ししないでください。
- (3) 取扱店において、独自に利用券の使用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ消費者が認識できるようチラシ等によりその旨明示してください。
- (4) 商工会より配布された前払利用券は自社でのみ販売することとし、他社への転用は厳禁です。

<全体>

- (1) 前払利用券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して発行者は責任を負いません。

II 前払利用券取扱店の募集概要

1 参加資格

本事業に参加を希望する福島県内で飲食業を営む個人事業主及び法人事業者とします。（法人事業者は中小企業者又は小規模企業者（資本金の額または出資の総額が5000万円以下の会社か常時使用する従業員の数が100人以下の会社）で福島県内に本社または本店がある企業者に限る）。ただし、次に掲げるものに該当する場合は除外します。

- (1) 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者
- (2) その他、公的な支援を行うことが適当でないと認められる事業者

2 参加申し込み

(1) 申込方法

前払利用券への参加を希望する事業者は、本募集要項に同意の上、取扱店申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、飲食店営業許可書の写し、前年の確定申告書の写し（個人事業主の場合は所得税申告書第一表、法人事業者の場合は法人税申告書別

表一（一）及び通帳の写しを添付して、以下の①～②のいずれかの方法で最寄りの商工会に申し込みます。

①持参 ② 郵送

(2) 申込期限

令和3年3月末日まで

(3) 留意事項

ア 申し込みのあった事業者については、申請内容を確認の上、商工会において取扱店として登録します。ただし、登録後であっても申し込み内容に虚偽・不備等があった場合には、登録を取り消すことがあります。

イ 申込期限後の参加申し込みについては受け付けることができません。

ウ 募集要項に記載されていない事項については、商工会連合会と県が協議の上、その都度対応を決定します。

エ 前払利用券の追加配布を希望する取扱店は、追加配布申込書（様式第2号）により各商工会に申し込みを行います。

オ 事業概要の広報及び利用客増加を図るため、事業所情報（事業所名、所在地、連絡先等）を福島県商工会連合会及び各商工会のHP等で公開する予定となっておりますのでご承諾ください。

Ⅲ 取扱店の責務

次に掲げる事項について、順守していただきます。

- 1 取扱店であることが明確になるよう、商工会から配布されるポスターを利用者（消費者）の見やすい場所に掲示すること。
- 2 商工会から配布される販売前の前払利用券については、盗難、紛失等のないよう適切な保管を行うこと。
- 3 利用者（消費者）が利用期間内に前払利用券を利用する旨申し出たときは、当該利用券に利用日、氏名を記入させ、利用者から回収するとともに、前払利用券額面分のサービスの提供を行うこと。
- 4 使用期限を過ぎた前払利用券を利用者が持参した場合には、使用期間終了後、6か月程度はプレミアム分を含まない1,000円分の飲食サービスの提供をお願いいたします。
- 5 他の取扱店で販売された前払利用券の利用は拒否すること。
- 6 利用者（消費者）から回収した使用済み前払利用券は、商工会に提出するまでの間、適切に保管すること。
- 7 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、前払利用券の利用を拒否するとともに、その事実を速やかに所管の商工会に報告すること。
- 8 利用者（消費者）に不利益を与えることのないよう責任をもって営業を継続すること。
- 9 販売されずに余った前払利用券の取り扱いについては、商工会に返還すること。

IV プレミアム分の支払いについて

飲食代金として前払利用券を回収した取扱店は、プレミアム分の金額を請求することができ、その方法については以下のとおりとします。

- (1) 取扱店は利用者（消費者）から回収した前払利用券について、8月末までの使用分を令和2年9月7日（月）までに、11月末までの使用分を令和2年12月4日（金）までに、1月末までの使用分を令和3年2月15日（月）までに、プレミアム分請求書（様式第3号）とともに所管の商工会に持参してください。ただし、8月末及び11月末までの使用分は50枚単位で持参し、1月末までの使用分は端数分も取りまとめて持参することとします。なお、3回に分けずに1月末までの使用分を一括で請求することも可能とします。なお令和3年3月末までの使用分については、令和3年4月中に請求を実施いたします。予定は追ってご連絡いたします。
- (2) 請求に基づき、商工会連合会から各取扱店の指定口座に振り込みます。
※「送金のお知らせ」ハガキにて取扱店へ通知します。

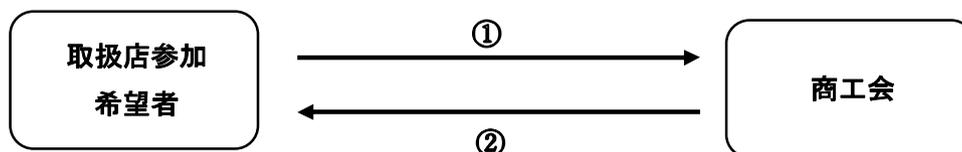
V 利用の流れ

① 参加申込

取扱店への参加希望者は、個人事業主の場合、参加希望店が所在する地域を所管する商工会に申し込みを行う。法人事業者の場合は、本社または本店が所在する地域を所管する商工会に申し込みを行います。

② 前払利用券の配布

商工会は取扱店へ前払利用券の必要枚数を配布します。（個人、法人とも配布上限なし）なお、利用券の在庫がなくなり次第配布を終了いたします。

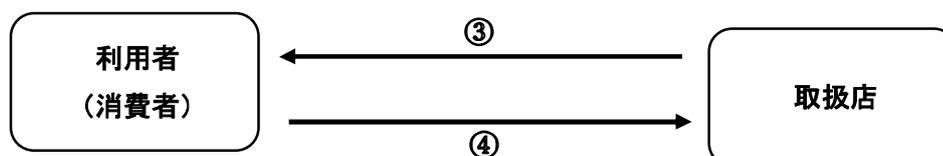


③ 前払利用券の販売

取扱店は利用券の所定の箇所へ取扱店名を記載し、利用者（消費者）に前払利用券を1枚1,000円で販売します。（現金のみ）

④ 利用券の使用

利用者（消費者）は取扱店での飲食代金等の支払いにあたり利用券（1枚1,200円または1,100円分）を提示し、当該利用券に利用日および氏名を記入した上で使用します。取扱店は利用券の額面以下の金額を支払う場合でもお釣りを出すことはできません。

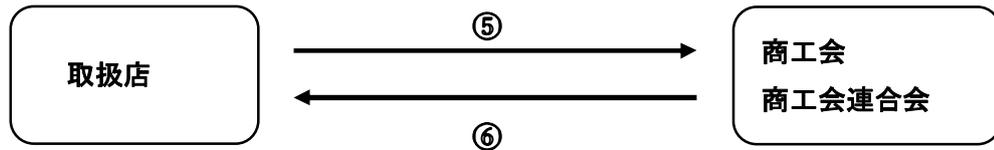


⑤プレミアム分の請求

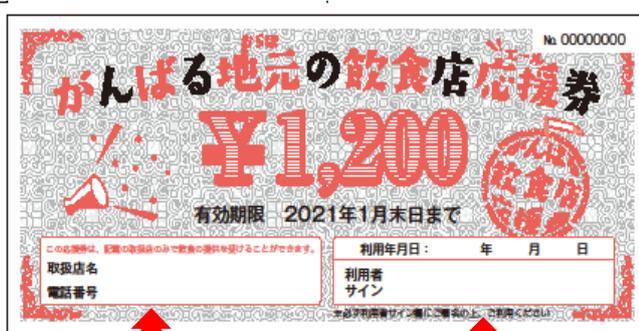
取扱店は使用済み前払利用券を集計し、請求書（様式第3号）を添付して所管する商工会にプレミアム分の請求を行います。取扱店の状況に応じて一括または3回に分けて請求できます。

⑥プレミアム分の支払い

商工会は取扱店からの請求をとりまとめ、商工会連合会に必要な書類とともに提出。商工会連合会より取扱店にプレミアム分（利用券1枚あたり200円または100円）を支払います。



【個人事業者用利用券額面 1,200 円】



【取扱店名・電話番号記入】

【利用者サイン必要】

【法人事業者用利用券額面 1,100 円】



【取扱店名・電話番号記入】

【利用者サイン必要】